

現役並み所得者(70～74歳)ⅠまたはⅡの方用
(70～74歳で、被保険者の標準報酬月額が28万円～79万円の方)

常務理事				係

限度額適用認定証 交付申請書

保険証	記号		事業所名称	電話										
	番号													
被保険者	氏名		生年月日	昭和		年		月				日		
	住所	〒 ー 都道 府県												
療養を受ける方	氏名		被保険者との続柄	生年月日	昭和		年		月			日		

被保険者住所以外への送付希望	〒 ー										
	電話	ー	ー	あて名	□家族宅 □勤務先 □医療機関 □その他 ()						

傷病原因	<input type="checkbox"/> 骨折やケガなど外傷性によるもの					<input type="checkbox"/> 外傷性のないもの						
外傷の場合	いつ	年	月	日	<input type="checkbox"/> 仕事中 <input type="checkbox"/> 通通勤途中	加害者の有無						
	具体的に何をしていて	どのようなケガをした			<input type="checkbox"/> 私用中()	<input type="checkbox"/> 加害者がいる →事故・ケンカ・その他() <input type="checkbox"/> 加害者はいない						

※第三者行為の場合、別途届出が必要となります。
※仕事中・通通勤途中の外傷は、健保の保険証を使用できませんので、事業所へお問い合わせください。

令和 年 月 日 上記のとおり限度額適用認定証（現役並みⅠ・現役並みⅡ）の交付を申請します。

認定証発行期間	申請書が健保に到着した月の1日から、最大6か月間または8月31日の <u>いずれか先に到来した日</u> まで ・月をさかのぼっての発行は出来ません。 ・8月から9月 [*] を継続した認定証は発行できません。（※毎年9月に新たな標準報酬月額の見直しがあるため。） ・上記期間以降の認定証が必要な場合は、お手数ですが、再度交付申請をお願いいたします。
---------	---

留意事項	70歳から74歳の方の限度額適用認定証について
	<p>●70歳以上の方のうち、所得区分が現役並みⅠまたはⅡの方は、限度額適用認定証、保険証、高齢受給者証を医療機関窓口にて提示することにより、自己負担限度額までの支払いとなります。（区分が一般、現役並みⅢの方は保険証、高齢受給者証の提示により限度額適用となるため、認定証の発行はありません。） ※一般：標準報酬月額26万円まで、現役並み（3割負担）Ⅰ：28～50万円、Ⅱ：53～79万円、Ⅲ：83万円以上</p> <p>●所得区分変更時は、自己負担限度額が変わり、後日、窓口負担額が追加または調整される場合があります。</p> <p>●使用が済んだ認定証は、すみやかに当健保あてにご返却願います。</p>

健保記入欄	標準報酬月額		千円
	適用区分	現役並みⅠ・現役並みⅡ	
	発効年月日	令和 年 月 日	
	有効期限	令和 年 月 日	

